

決裁・供覧

件名	最高裁判所裁判官国民審査公報掲載文について（送付）		文書番号 最高裁広第252号	
伺い文	別添のとおり送付してよろしいか。			
起案	起案日	令和06年10月09日	受付日	
	部署	最高裁判所 事務総局広報課 広報課 企画係	決裁処理期限日 決裁日	
			R6.10.15	
	起案者	関口 真	施行処理期限日 施行日	
			R6.10.15	
	連絡先		施行先	
			中央選挙管理会	
	大分類	(企画) 庶務(事務)	施	
	分類名	中分類 外部対応	行	
名称(小分類) 庶務事務(第26回国民審査)(令和6年度)				
取扱区分	秘密区分			
	秘密期間終了日	機密性格付け		
	指定事由	取扱制限		
		行政文書保存期間	5年	
		保存期間満了時期	令和12年03月31日	
	決裁・供覧欄	最高裁判所 事務総局 氏本 厚司(事務総長)		
		最高裁判所 事務総局秘書課 福島 直之(局長)		
		最高裁判所 事務総局広報課 結城 康介(課長)		
		最高裁判所 事務総局広報課 松本 真悟(課長補佐)		
備考欄				

審査公報掲載文原稿用紙



尾島 明
あきら
昭和三三年九月一日生

略歴

神奈川県藤沢市生まれ。栄光学園高校、東京大学法学部、コネル大学ロースクール(「L.S.M.」)卒業。東京地裁、甲府地裁、最高裁判所(任官)、東京地裁、甲府地裁、最高裁判所(任官)、通商産業省通商政策局監察課、調査係長で勤務。判事に佐藤・横浜地裁、最高裁判所(任官)、東京高裁判事を経て、東京地裁判事(巡回)、最高裁判所審議官で務める。

一 令和五年一月二十五日 大法廷判決

二 令和三年施行の衆議院議員総選挙時、小選舉区選出議員の選舉区割りは憲法四条に違反しない(多数意見)。

三 令和五年三月二十四日 勅令(小法廷判決)

四 令和五年三月二十八日 大法廷判決

五 令和四年施行の衆議院議員総選挙時、選舉区選出議員の議員定数割分規定につき、著しい不平等状態があつたとはいえないとした多数意見に対し、憲法状態であるとの意見を付した。

六 令和五年一〇月二十五日 大法廷判決

七 令和五年一〇月二十八日 大法廷判決

八 令和六年七月三日 大法廷判決

九 令和六年六月二日 大法廷判決

十 令和六年六月二日 大法廷判決

最高裁判所において開与した重要な裁判
一 令和五年一月二十五日 大法廷判決
令和三年施行の衆議院議員総選挙時、小選舉区選出議員の選舉区割りは憲法四条に違反しない(多数意見)。

二 令和五年三月二十四日 勅令(小法廷判決)

三 令和五年三月二十八日 大法廷判決

四 令和四年施行の衆議院議員総選挙時、選舉区選出議員の議員定数割分規定につき、著しい不平等状態があつたとはいえないとした多数意見に対し、憲法状態であるとの意見を付した。

五 令和五年一〇月二十五日 大法廷判決

六 令和五年一〇月二十八日 大法廷判決

七 令和六年七月三日 大法廷判決

八 令和六年七月三日 大法廷判決

九 令和六年六月二日 大法廷判決

備 考

- 1 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。原稿用紙の黒枠上又は黒枠外に記載し、又は記録した掲載文は、掲載しないものとする。
- 2 掲載文に記載し、又は記録する裁判官の氏名は、当該裁判官の本名(当該裁判官に係る戸籍に記載又は記録がされている氏名をいう。)又は旧氏(当該裁判官が過去に称していた氏であつて、当該裁判官に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。)及び名によらなければならない。
- 3 掲載文に記載し、又は記録する裁判官の年齢は、審査の期日現在の満年齢によらなければならない。
- 4 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。

裁判官としての心構え
事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的に「中立」で「独立」して裁判官が対立することもある中で、「良い裁判」として司法に期待されるのは、「中立」で「独立」した裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することだと思います。

審查公報揭載文原稿用紙



判所 判事
がわ みつこ
川美津子
昭和三五年二月一三日生

八。豐橋市立東田小學校、

義塾市立吾妻中学校、愛知県立時習館高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。司法修習生。弁護士登録（第 東京弁護士会）。ハーバード・ロースクール修了（L.L.M.）。

令和 元年	六月	三要自動車工業株式会社社外取締役 (表記)
二年	七月	日弁連の財産 一般社団法人日本国際労争解決センター理事 東京地方裁判所民事商事合議部
二年	八月	最高裁判所判事
五年	一月	四年 七月 経済産業省産業構造課 財政政策部会 (現の財産分割会) 委員 一七年 四月 慶應義塾大学法学院大学院講師 一九年 五月 日本科学省文化審議會審議員 同月 日本商務廳監督課 (令和五年五月四日会見) 二五年 三月 内閣府知的財産監督部本部課員 二七年 六月 エヌエスティー株式会社社外取締役 二八年 二月 パナソニック株式会社社外監査役 二九年 四月 財務省税制等不正審査会会員 会員会 三〇年 三月 公益社団法人日本仲裁人協会理事 三一年 四月 平成二年年度「知財功劳賞」(経済産業大臣 表彰)

最高裁判所において開かれた主要な裁判
一 令和六年七月三日 大法廷判決

一項に違反する。優生規定に係る国会

て発生した損害賠償請求権が民法（平成2年改正前）のもの）七二四条後段の除

認することができない場合には、裁判

がで、同条後段の除斥期間の主張を棄却の趣旨にて許されなかつた。

宗教法人とその信者との間で締結さ

又は公序良俗違反を理由とする返還請求

この上位が不起訴の合意が公判宣付し、さらに、宗教法人の信者らによる

くさなかつた違法があると判断して原

に本件を原告に差し戻した（全員一致）

昨年一一月の就任以来、最高裁判所判

の判決が当事者だけでなく社会に大きな影響を及ぼすことは、必ずしも想定外の事態である。

護士として様々な分野で働いてきた経験

111

多様性に貢献できるよう努めでまいります。
護士として様々な分野で働いてきた経験を活かし、最高裁判所の
女性弁護士として、事件のひとりひとりを真実に向き合い、公正で
妥当な判断を行えるよう全力取組を所存です。また、女性弁

備考

- 1 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。原稿用紙の黒枠上又は黒枠外に記載し、又は記録した掲載文は、掲載しないものとする。
 - 2 掲載文に記載し、又は記録する裁判官の氏名は、当該裁判官の本名（当該裁判官に係る戸籍に記載又は記録がされている氏名をいう。）又は旧氏（当該裁判官が過去に称していた氏であつて、当該裁判官に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。）及び名によらなければならない。
 - 3 掲載文に記載し、又は記録する裁判官の年齢は、審査の期日現在の満年齢によらなければならない。
 - 4 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。

審查公報揭載文原稿用紙



最高裁判所長官
今崎幸彦
昭和三二年一月一〇日生

四

司法修習生

平成七年五月
判事任官以後、最高裁判官、東京地裁判事
外務省アシア局南東アシア第二課、在フィリ
ピン日本大使館、京都地裁、最高裁(調査官)
に勤務。

和五年一月二十五日大法廷判決

令和四年法律第八九号による改正

の投票価値の平等の要求に反する状況

できないとした（多数意見）。

生物学的な性別が男性であり性同一性認定を受けている国家公務員がした職場

る国家公務員法八六条の規定による行
まい旨の人事院の判定が、裁量権の範

用したものとして違法となるとした
裁判長)。

和五年一〇月一八日 大法廷判決
和四年七月一〇日施行の參議院議員

参議院（選挙区選出）議員の議員定数

高における投票価値の不均衡は、選挙の不平等状態にあつたものとはいふべきである。

二二二

和五年一〇月二十五日 大法廷決完
性同一性障害者の性別の取扱いの特

四号は憲法一三条に違反し無効である
和六年七月三日 大法廷判決

議生保護法中のいわゆる議生規定期が規定に違反し、同規定に係る国会議員の立派の議員の議員に當るのを受ける、これが

項の適用上違法の評価を受け、

一四条後段の陽月期間の経過により、
吉義則に反し許されないとした（全員
即六年七月一六日 第三小法廷判決）

和六年七月一六日 第三回 暗号資産NEMの秘密
正に入手した暗号資産NEMの秘密

送信した行為が刑法二四六条の二に該当するものに当たるとした（全員一致）。

としての心構え

著者双方の言い分に謙虚に耳を傾ける

内に参加する人が気兼ねなく発言でき

備 考

- 1 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。原稿用紙の黒枠上又は黒枠外に記載し、又は記録した掲載文は、掲載しないものとする。
 - 2 掲載文に記載し、又は記録する裁判官の氏名は、当該裁判官の本名（当該裁判官に係る戸籍に記載又は記録がされている氏名をいう。）又は旧氏（当該裁判官が過去に称していた氏であつて、当該裁判官に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。）及び名によらなければならぬ。
 - 3 掲載文に記載し、又は記録する裁判官の年齢は、審査の期日現在の満年齢によらなければならぬ。
 - 4 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。

審査公報掲載文原稿用紙



最高裁判所判事
平木正洋
ひら まさひろ

昭和三六年四月三日生

兵庫県神戸市生まれ。その後、高知県高知市、
東京都北区高井戸で過ごす。東京都中野区立江原小学校、札幌市立札幌西小学校、札幌市立高砂中学校、北海道札幌南高等学校、東京大学法政学部卒業。

昭和六〇年四月司法修習生
六一年四月判事補任
六一年五月以後、東京地裁、外務省北米局
北米第二課(在アメリカ合衆国)日本大使館、
東京地院、佐賀地裁に勤務。
平成二年五月以後、佐賀地裁判事、最高裁判
院官、東京地裁判事、最高裁判事局参事官、
東京地裁判事、最高裁判事局参事官、東京地
裁判事(准院長)を務め。

二七年三月最高裁判所民事司書局長

二七年一月前橋地裁所長

三一年四月東京高裁判事(准院長)

令和三年一月大阪高裁所長

五年四月大阪高裁判事

六年八月最高裁判所判事

最高裁判所において開示した重要なな質問

最高裁判所就任日が浅いため、等に記すべきものはありません。

裁判官としての心得
高裁や地裁の裁判官を務められて大切であると思ってきたこと
が二つあります。一つは、審査に両当事者の意見とに耳を傾け
て、裁判を検討するという姿勢です。最高裁判は最終審ですべての
職責の重さを十分に自覚した上で、中立公正な立場から一つ
一つの事件に臨むべきだと考えていました。(二つ目で
すが、現代社会では価値観が複雑化し、判断の難しい事件が増加
していますので、様々な視点や考え方をもって事件を取り組み、白
バランスのとれた判断を下さる気があります。そのためには、自
分自身でいろいろ勉強したり、各種の研究会の成果を吸収したり
するなどの自己研鑽が不可欠であると思っています。
これまで、主として、刑事裁判を担当してきました。東京地裁で、
裁判長として、裁判員裁判も担当しました。担当した裁判員裁判
は、どの裁判員の方も非常に心に取り組んでおられ、感激しま
した。いずれの事件もみんな切なさが多かったです。裁判員裁判の目的は、
裁判員という法律のプロの法律知識や経験とを融合させて、よりよい刑事
裁判の実現を目指すところにあるわけですが、正にそのところ
で、この言葉を胸に構成していかないと考えていました。

備 考

- 1 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。原稿用紙の黒枠上又は黒枠外に記載し、又は記録した掲載文は、掲載しないものとする。
- 2 掲載文に記載し、又は記録する裁判官の氏名は、当該裁判官の本名（当該裁判官に係る戸籍に記載又は記録がされている氏名をいう。）又は旧氏（当該裁判官が過去に称していた氏であつて、当該裁判官に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。）及び名によらなければならない。
- 3 掲載文に記載し、又は記録する裁判官の年齢は、審査の期日現在の満年齢によらなければならない。
- 4 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。

審查公報揭載文原稿用紙



最高裁判所判事
いし かね きみ ひろ
石兼公博

昭和五年四月 外務省人名簿 在フランス日本大使館二等書記官、後に同
八年六月 参事官 同上
一〇〇九年九月 総合外交政策局科学原子力課国際科学協力
室長
一一〇九年八月 在近東アフリカ局アフリカ第一課課長
一一年八月 経済協力局在南洋金鑑課長
一五年八月 在アーリカ合衆国日本大使館參事官、後に同
一六年八月 同上
一九年九月 國際協力局政策課長 内閣總理大臣秘書官
二〇〇九年二月 大臣官房秘書課長
二一年七月 大臣官房參事官
二三年九月 大臣官房秘書官
二四年一月 経済協力局大使在南アジア諸国連合日本政府
代表部在勤
二六年一月 國際協力局長
二七年一月 アジア大洋洲担当局長
二八年六月 総合外交政策課長
二九年九月 特命全権大使在カナダ國駐箚英國民間空機
同日本政府代表部在勤
令和元年一月 特命全権大使在聯合日本政府代表部在勤
六年四月 最高裁判所判事
最高裁判所において開示した主要判例
令和元年七月三日 大法廷判決
令和元年九月 大法廷判決
昭和三〇年九月 在わざわざ國民銀行
また、一〇三条及び一三三条二項は、憲法三条及び一四一条一項に
違反し、同規定に係る国会議員の立候補行為は、國家賄賂法一
項の規定に違反するものと主張する。本件名件においては、
不法行為によって生じた損害賄賂費を受けることなく、本件名件にお
ける第四四号による改正前のものと主張することは、著しく正義・公平の
理念に反し、到底容認することができず、同主張は信義則に反し
極端の適用として許されないとした（全員一致）。

備 考

- 1 掲載文は、原稿用紙の黒枠内に記載し、又は記録しなければならない。原稿用紙の黒枠上又は黒枠外に記載し、又は記録した掲載文は、掲載しないものとする。
 - 2 掲載文に記載し、又は記録する裁判官の氏名は、当該裁判官の本名（当該裁判官に係る戸籍に記載又は記録がされている氏名をいう。）又は旧氏（当該裁判官が過去に称していた氏であつて、当該裁判官に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。）及び名によらなければならない。
 - 3 掲載文に記載し、又は記録する裁判官の年齢は、審査の期日現在の満年齢によらなければならない。
 - 4 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の黒枠の線はそのまま掲載するものとする。

